

○ 犬山市附属機関設置条例

平成28年12月28日 条例第36号

改正

平成29年 3 月27日 条例第 6 号
平成29年 6 月30日 条例第29号
平成30年 3 月29日 条例第 8 号
平成30年 9 月28日 条例第36号
平成31年 3 月22日 条例第 6 号
平成31年 3 月22日 条例第 8 号
令和元年 6 月28日 条例第 4 号
令和元年 9 月27日 条例第58号
令和 2 年 3 月27日 条例第 4 号
令和 2 年 9 月28日 条例第27号
令和 3 年 3 月24日 条例第 4 号
令和 3 年 6 月28日 条例第14号
令和 4 年 3 月25日 条例第 3 号
令和 4 年 9 月30日 条例第26号
令和 5 年 3 月27日 条例第 8 号
令和 5 年 9 月28日 条例第41号
令和 5 年12月25日 条例第52号
令和 6 年 3 月28日 条例第 7 号
令和 6 年 6 月28日 条例第23号
令和 6 年 9 月27日 条例第34号

犬山市附属機関設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律又は他の条例で定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項に規定する執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会（以下「市

長等」という。)に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表第1から別表第5までのとおりとする。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期の特例)

第4条 第2条の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 附属機関の委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 特別又は専門の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、特別又は専門の事項に関する調査又は審議が終了したときに解嘱され、又は解任されるものとする。

(部会)

第6条 附属機関は、特別又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第7条 附属機関の委員(臨時委員を含む。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、市長等が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 犬山市住居表示審議会条例（昭和39年条例第38号）

(2) 犬山市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第43号）

(旧附属機関の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項各号に掲げる条例に基づく附属機関（以下「旧附属機関」という。）にされた諮問で、施行日において当該諮問に対する答申等がされていないものは、それぞれ別表第1に掲げる附属機関で旧附属機関と同一の名称の附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

(旧教育長に関する経過措置)

第4条 施行日から施行日において現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までの間における別表第1の規定の適用については、同表犬山市特別職報酬等審議会の項担任する事務の欄中「市長、副市長及び教育長」とあるのは、「市長及び副市長」とする。

(委員の任期の特例)

第5条 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。

2 前項の場合において、別表第1に掲げる犬山市住居表示審議会の委員として委嘱されたものとみなされる者の任期は、同表に掲げる当該審議会の委員の任期にかかわらず、施行日における犬山市住居表示審議会条例に基づく犬山市住居表示審議会の委員としての任期

の残任期間とする。

附 則（平成29年 3 月27日条例第 6 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（旧合議体の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に存する合議体で改正後の犬山市附属機関設置条例（以下「新条例」という。）別表第 1 から別表第 3 までに掲げる附属機関のいずれかに相当するもの（以下「旧合議体」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、新条例別表第 1 から別表第 3 までに掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧合議体がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

（児童福祉法に関する経過措置）

第 3 条 施行日から平成30年 3 月31日までの間における別表第 1 の規定の適用については、同表犬山市障害者計画推進委員会の項担任する事務の欄中「児童福祉法」とあるのは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）第 2 条の規定による改正後の児童福祉法」とする。

（委員の任期の特例）

第 4 条 この条例の施行の際現に従前の旧合議体の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表第 1 から別表第 3 までに掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧合議体の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

附 則（平成29年 6 月30日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

（犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年3月29日条例第8号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年9月28日条例第36号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行します。

附 則（平成31年3月22日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際、現に廃止前の犬山市養護老人ホーム条例に基づく犬山市老人ホーム入所判定委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、それぞれこの条例の施行の日に前項の規定による改正後の犬山市附属機関設置条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく犬山市老人ホーム入所判定委員会（以下「新委員会」という。）の委員として委嘱されたものとみなす。

- 4 前項の場合において、新委員会の委員として委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例別表第1に掲げる当該委員会の委員の任期にかかわらず、この条例の施行の日における旧委員会の委員としての任期の残任期間とする。

附 則（平成31年3月22日条例第8号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和元年6月28日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（犬山国際観光センター運営委員会の項を削る部分に限る。）及び附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

- 3 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和元年9月27日条例第58号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

- 2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和2年3月27日条例第4号）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和2年9月28日条例第27号）

この条例は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）の施行の日から施行する。

附 則（令和３年３月24日条例第４号）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和３年６月28日条例第14号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和４年３月25日条例第３号）

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和４年９月30日条例第26号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年10月１日から施行する。

附 則（令和５年３月27日条例第８号）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和５年９月28日条例第41号）

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和５年法律第50号）附則第１条の政令で定める日から施行する。

附 則（令和５年12月25日条例第52号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

る条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和6年3月28日条例第7号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（旧附属機関の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の別表第2に掲げる犬山市要保護児童対策協議会又は犬山市児童福祉施設等整備検討委員会（以下「旧附属機関」という。）にされた諮問で、施行日において当該諮問に対する答申等がされていないものは、それぞれ施行日に改正後の別表第1に掲げる附属機関で旧附属機関と同一の名称の附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

（委員の任期の特例）

第3条 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。

2 前項の場合において、新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表第1に掲げる当該附属機関の委員の任期にかかわらず、施行日における旧附属機関の委員としての任期の残任期間とする。

（犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和6年6月28日条例第23号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和6年9月27日条例第34号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表第1（第2条関係）

市長の附属機関

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議する。	10人以内	任命又は委嘱の日から当該諮問に係る答申の日まで（以下「審議期間」という。）
犬山市スポーツ表彰審査委員会	市長の諮問に応じ、犬山市スポーツ表彰規則（平成29年規則第3号）の規定に基づく犬山市スポーツ賞の被表彰者の選定に関する事項等について審査する。	10人以内	2年
犬山市文化史料館南館ネーミングライツパートナー選定	市長の諮問に応じ、犬山市文化史料館南館の愛称を命名する権利を付与する事業者の選定に関する事項について審議する。	7人以内	審議期間

委員会			
犬山市体育館ネーミングライツパートナー選定委員会	市長の諮問に応じ、犬山市体育館の愛称を命名する権利を付与する事業者の選定に関する事項について審議する。	7人以内	審議期間
犬山市障害者自立支援協議会	市長の諮問に応じ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づく障害者等への支援の体制の整備、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項に基づく障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進等及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づく障害を理由とする差別を解消するための取組に関する事項について審議する。	20人以内	2年
犬山市地域福祉推進委員会	市長の諮問に応じ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画及び同法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実	18人以内	3年

	施計画の策定、検証等に関する事項について審議する。		
犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会	市長の諮問に応じ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画の策定、検証等を行う。	20人以内	3年
犬山市老人ホーム入所判定委員会	市長の諮問に応じ、養護老人ホームへの入所措置の可否その他入所措置に関する事項について審査する。	5人以内	3年
犬山市健康まちづくり推進委員会	市長の諮問に応じ、市民の健康づくりに関する計画、適正な医療の確保に関する事項等について調査及び研究する。	25人以内	3年
犬山市予防接種健康被害調査委員会	市長の諮問に応じ、予防接種による健康被害について医学的な見地から調査及び審議する。	8人以内	2年
犬山市自殺対策推進協議会	市長の諮問に応じ、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画の策定、検証、推進等に関する事項について協議する。	15人以内	2年

犬山市地下水汚染対策委員会	市長の諮問に応じ、市が実施した地下水調査、地下水汚染対策のための行為規制の内容等に関する事項について調査及び審議する。	6人以内	1年
犬山市地域包括支援センター運営協議会	市長の諮問に応じ、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの運営に関する事項について審議する。	15人以内	3年
犬山市在宅医療介護連携推進協議会	市長の諮問に応じ、在宅医療、介護及び福祉の連携について審議する。	15人以内	3年
犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会	市長の諮問に応じ、地域包括ケア及び生活支援推進に關し必要な事項について審議する。	15人以内	3年
犬山市要保護児童対策協議会	市長の諮問に応じ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童の保護並びに同条第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦の支援に関する事項について調査及び研究するとともに、市における要保護児童対策について審議する。	30人以内	2年
犬山市児童	市長の諮問に応じ、保育所、	20人以内	審議期間

福祉施設等整備検討委員会	児童厚生施設等の整備に関する事項について調査及び審議する。		
犬山市多文化共生推進会議	市長の諮問に応じ、多文化共生に係る施策に関する事項等について協議する。	16人以内	2年
犬山市ジェンダー平等審議会	市長の諮問に応じ、ジェンダー平等に係る施策に関する事項等について審議する。	10人以内	2年
犬山市観光戦略会議	市長の諮問に応じ、犬山市観光戦略の策定及び推進に関する事項について審議する。	12人以内	2年
犬山市青少年海外派遣事業審査委員会	市長の諮問に応じ、市が実施する青少年海外派遣事業に係る派遣候補者の選定等に関し必要な事項について審査する。	10人以内	2年
犬山市農業経営改善計画等認定審査会	市長の諮問に応じ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条に規定する農業経営改善計画及び同法第14条の4に規定する青年等就農計画に関する事項について審査する。	7人以内	3年
犬山市農業振興地域整備推進協議会	市長の諮問に応じ、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条に規定する農業振興地域整備計画に関する事項について	12人以内	2年

	審議する。		
犬山市都市再生整備計画評価委員会	市長の諮問に応じ、都市再生整備計画の目標の実施状況等について調査及び審議する。	5人以内	審議期間
犬山市空家等問題対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等の管理、同法第7条第1項に規定する空家等対策計画等に関する事項について協議する。	15人以内	2年
犬山市下水道事業経営戦略改定審議会	市長の諮問に応じ、犬山市下水道事業経営戦略の改定に関する事項について審議する。	7人以内	審議期間
犬山市地域公共交通会議	市長の諮問に応じ、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項等について協議する。	25人以内	1年
犬山市地域公共交通運	市長の諮問に応じ、道路運送法に基づく地域における需	4人以内	審議期間

賃料金協議 会	要に応じた住民の生活に必要な旅客運送に係る運賃及び料金に関する事項について協議する。		
------------	--	--	--

別表第 2 （第 2 条関係）

教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市立 小中学校 通学区域 審議会	教育委員会の諮問に応じ、犬山市立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により設置する小学校及び中学校（以下「市立小中学校」という。）の通学区域に関する事項について調査及び審議する。	20人以内	審議期間
犬山市学 校食育推 進委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校における食育の推進並びに学校給食の運営及び管理に関する事項について審議する。	20人以内	委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日まで
犬山市教 育支援委 員会	教育委員会の諮問に応じ、市内に在住する障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）のうち15歳未満の者の適正な就学を継続して図るため必要な事項について協議及び調査する。	15人以内	委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日まで
犬山市特 別支援教 育連絡協	教育委員会の諮問に応じ、犬山市立幼稚園条例（平成27年条例第2号）第2条の規定により設	20人以内	委嘱の日から委嘱の日の属する年

議会	置する犬山市立幼稚園及び市立小中学校において学習障害、注意欠陥、多動性障害、高機能自閉症等を有する者の需要に応じた教育的支援を図るため必要な事項について協議及び調査研究する。		度の末日まで
犬山市通学路安全対策連絡協議会	教育委員会の諮問に応じ、市内の通学路における児童及び生徒の交通安全及び防犯防災上の安全を確保するために必要な事項について協議及び調査する。	14人以内	委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日まで
犬山市いじめ問題対策連絡協議会	教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校におけるいじめ問題全般に係る児童生徒の指導及び個別の事案に係る該当児童生徒の指導に関する事項について協議及び調査する。	15人以内	委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日まで
犬山市 ICT 活用教育研究委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校における情報通信技術を活用した教育の普遍的な広がり及び教職員の指導力の向上を目的とし、その目的達成に向けた方針の策定、環境整備等に関する事項について協議及び審議する。	15人以内	委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日まで
犬山市部活動地域移行検討	教育委員会の諮問に応じ、学校における部活動の地域移行に関する国の提言等を踏まえ、生徒	10人以内	審議期間

委員会	にとって望ましい部活動の在り方、部活動の地域移行等について審議する。		
犬山市青少年センター運営協議会	教育委員会の諮問に応じ、犬山市青少年センターの設置及び運営に関する規則（平成24年教育委員会規則第3号）第2条の規定により設置する青少年センターに係る業務計画及び運営に関する事項について審議する。	20人以内	2年
犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会	教育委員会の諮問に応じ、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき策定する犬山市子ども読書活動推進計画に関する事項について審議する。	6人以内	1年
犬山市民展審査会	教育委員会の諮問に応じ、市が実施する犬山市民展の入賞者の選定に関する事項について審議する。	22人以内	1年
犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会	教育委員会の諮問に応じ、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金の交付の対象となる事業の選定に関する事項を審査する。	6人以内	委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日まで
犬山城管理委員会	教育委員会の諮問に応じ、国宝犬山城天守及びその付近一帯の	15人以内	2年

	管理及び運営に関する事項について調査及び建議する。		
犬山祭伝 承保存委 員会	教育委員会の諮問に応じ、犬山祭の車山及び行事の保存、修理等に関する事項について調査及び審議する。	20人以内	2年
犬山市歴 史まちづ くり協議 会	教育委員会の諮問に応じ、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画の策定及び同計画の実施に関する事項について審議する。	20人以内	2年
犬山市伝 統的建造 物保存委 員会	教育委員会の諮問に応じ、伝統的建造物及び伝統的建造物群の保存及び修理に関する事項について調査及び審議する。	10人以内	2年
史跡東之 宮古墳整 備委員会	教育委員会の諮問に応じ、史跡東之宮古墳の適切な保存及び活用を図るための調査等に関する事項について審議する。	10人以内	2年
犬山市文 化財保存 活用地域 計画策定 委員会	教育委員会の諮問に応じ、犬山市文化財保存活用地域計画の策定に関する事項について審議する。	15人以内	審議期間
犬山市史 編さん委 員会	教育委員会の諮問に応じ、犬山市史の編さんに関する事項について調査及び審議する。	30人以内	審議期間

犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会	教育委員会の諮問に応じ、犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画の策定に関する事項について審議する。	8人以内	審議期間
------------------------------	---	------	------

別表第3（第2条関係）

選挙管理委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市投票区見直し審議会	選挙管理委員会の諮問に応じ、公職の選挙に係る投票区の見直しに関する事項について審議する。	20人以内	審議期間

別表第4（第2条関係）

市長及び教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市プロポーザル審査委員会	市長及び教育委員会の諮問に応じ、プロポーザル方式による受注候補者の選定に関し、その方法及び基準に係る提言並びに審査を行う。	審査する案件ごとに15人以内	審議期間

別表第5（第2条関係）

市長及び農業委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市農業委員会の委員候補者等選考委員会	市長及び農業委員会の諮問に応じ、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の規定に基づく農業委員	5人以内	3年

	会の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）の任命に際し、委員等への推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が、それぞれ委員等の定数を超えた場合における委員等の候補者の選考を行う。		
--	--	--	--